

[事案 25-66] 医療保険付加請求

・平成 26 年 3 月 25 日 裁定不調

<事案の概要>

配当金を原資とする医療保険が付加される個人年金保険を契約していたが、医療保険が付加されなかったことを理由に、その付加等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成元年 8 月に契約した個人年金保険のパンフレットには、「60 歳から 70 歳にかけての医療保障（高齢者医療保障）の全期前納保険料を医療保障開始時に増額年金原資より充当する」ことの記載があるにもかかわらず、60 歳になっても医療保障が付加されない。追加の保険料払込なしに医療保険が付加される内容で契約は成立しているので、以下の 2 点を求める。

- (1) 追加の保険料払込なしに高齢者医療保障を付加すること。（主張①）
- (2) もしくは、高齢者医療保障の全期前納保険料に充当されるはずであった金員を原資として、相当額の年金を増額すること。（主張②）

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 高齢者医療保障の全期前納保険料が個人年金保険の据置配当金から充当されることについては、募集時に配布したパンフレットをはじめ、複数の募集資料で案内している。
- (2) 配当金額が資産運用環境等によって変動（上下）する点は、パンフレットに記載されている。
- (3) 申立人宛通知文書によって、個人年金保険に税制適格特約を付加することにより、その配当金は個人年金保険の基本年金額の増額（増額年金）に当てられる一方で、高齢者医療保障の全期前納保険料は、60 歳時点の据置配当金から充当することができなくなり、別途保険料を送金する方式となることを案内している。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定（外国）生命保険紛争解決機関「業務規程」第 34 項 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から受諾しないとの回答があったため、同規程第 38 条 2 項にもとづき、裁定不調として裁定手続を終了した。

1. 以下の理由により、主張①は認められない。
 - (1) 本契約は、60 歳時の個人年金保険の据置配当金の一部を高齢者医療保障の全期前納保険料に充当して医療保険を付加する内容であったことが認められる。
 - (2) 平成 2 年度所得税法改正を受けて、保険会社から申立人に対して個人年金保険料税制適格特約の案内が送付され、申立人は同特約の中途付加を申し込んでいる。
 - (3) 同特約の中途付加により、税制優遇措置の適用を受けることになった一方で、所得税法の定めにより配当金の使途が制限され、配当金を医療保険の全期前納保険料に充当することができなくなり、配当金の全額が増額年金の原資に充てられることとなった。
 - (4) したがって、追加の保険料の払込みなく、配当金によって本契約に高齢者医療保障を付加することはできなくなった。

2. 以下の理由により、主張②は認められない。
 - (1) 申立人の主張する「高齢者医療保障に充当されるはずであった金員」は配当金を指すが、同金員は既に増額年金原資に充てられており、これ以上の増額は認められない。
 - (2) 約款によると配当金は会社の定めるところによって積み立てた契約者配当準備金から割り当てられるものである。
 - (3) バブル崩壊後の急激な経済情勢の変化によって、配当金額が著しく減少したことは致し方ないものと考えられる。
 - (4) 本契約のパンフレットにも、配当金額は昭和 61 年度支払配当率がそのまま推移したと仮定して計算したものであり将来の支払額を約束するものではないことが、明記されている。
3. しかしながら、以下の理由から本件は和解により解決を図ることが相当であると判断する。
 - (1) 本件における税制適格特約中途付加申込みに関する申立人宛案内文書では、一見しただけでは、税制適格特約を付加することによって、配当金によって高齢者医療保障を付加することができなくなることは分からない。
 - (2) 本契約は通信販売による募集であり、募集時に使用されるパンフレットは、募集人による保険内容の説明がされる商品のもの以上に分かりやすい記載であることが要求される。

しかしながら、本契約が、個人年金保険に高齢者医療保障が付加できることを最大の特徴とするものであるにもかかわらず、配当金の額によっては高齢者医療保障が付加されない場合があることが一見して理解できる記載になっていない。